

個別指導講師アルバイト希望のみなさまへ（個別館・研伸館 PS・√+Private School）

個別館・研伸館 PS・√+Private School アルバイト講師の採用における必須条件をご確認ください。

①長期勤務が可能

個別館・研伸館 PS・√+Private School では固定で担当生徒がつくことになります。長い期間働くことにより保護者・生徒との信頼関係を構築でき、また一定の経験があることにより生徒指導の高さにも繋がりますので1年以上の勤務をお願いしています。

②1週間のうち2日以上固定勤務が可能

1. 時給

・講義給 2人指導 関西：1,600円 東京都：1,800円

1人指導 2人指導の場合の4分の3の時給

基本的に1コマ2人指導で行いますが、風邪・クラブ等で生徒が欠席した場合は、2人指導の場合の4分の3の支払となります。また、講義給は授業時間のみ発生し、授業の合間の休憩時間は計算されません。

例) 18:10～19:40 で2人持ち授業を、19:50～21:20 で1人持ち授業を担当した場合

18:10～19:40 授業（講義給 1,600円×1.5）

19:50～21:20 授業（講義給 1,200円×1.5）

・チューター給 関西：1,200円 東京都：1,800円

（AI型学習「Atama+」/リビートマスター/タマイ式AAA+「図形の極・代数の極」/オンライン自習監督等）

・少人数指導給（主に小学生対象） 大阪府：1,180円 兵庫・奈良県：1,120円 京都府：1,130円

・事務給 大阪府：1,180円 兵庫・奈良県：1,120円 京都府：1,130円 東京都：1,230円

室長の指示により講義時間外に事務業務（プリント作成、印刷等）を行った場合に支給。

・研修給（後述）大阪府：1,180円 兵庫・奈良県：1,120円 京都府：1,130円 東京都：1,230円

<年間所得について>

当社は学業が本分である大学生については、控除対象扶養親族の範囲を超えた勤務は原則認めていません。もし、学業に支障のない程度で控除対象扶養親族の範囲を超えた勤務を希望する場合には「承諾書」を提出していただく必要があります。

2. 交通費

●通勤距離が総距離2km以上である場合に支給します（複数の交通手段を利用する場合は各々の通勤距離が片道1km以上でなければなりません）。

●支給上限金額は1日あたり2,000円、1ヶ月あたり40,000円となります。

●通勤手段が自転車の場合は、通勤距離によって1日あたり支給金額・1ヶ月あたり支給上限金額が決まっています。

（注1）原則として①最安②最短経路の公的交通機関を利用した実費を支給します。

最安な通勤経路をとっていないこと、虚偽の申請、もしくは申請と異なる通勤手段または経路をとったことが発覚した場合は過去に遡って差額を全額返金していただきます。さらに、悪質と判定される場合には懲戒処分となります。

（注2）【学生】通学定期期間内に教室がある場合は支給しません。

ただし、毎年2月1日～3月31日、8月1日～9月30日の期間に通学定期を保有していない場合は別途単価を支給します（交通費変更届の提出が必要です）。※詳細は「パート職員通勤手当支給細則」の定めによります。

（注3）学校休暇時の交通費申請は毎年必要になります。通常時と交通費が変わる場合、契約をした次の年以降は必ず申請をお願いいたします。

3. 研修期間

雇用契約締結後、教室へ配属されます。配属後、計4回研修を行います。研修期間は、教科研修・自習生の質問受け等を行っていただきます。なお、研修期間は研修給となります。研修期間中は室長が問題点及びその改善方法を具体的に指示しますので、鋭意改善を行ってください。

研修期間後、部長より問題なしと判断されれば勤務続行となります。

また実際の配属とは違う教室へ研修に行っていた場合でも、契約時にご記入いただいた交通費申請届に基づき交通費を支給いたします。その実費と差額が発生する場合でも、追加でお支払いすることはできませんので予めご了承ください。

4. その他注意事項など

勤務中の服装はジーパン等の軽装、派手な服装はご遠慮いただいております。男性は、襟付きシャツにスラックスで、ネクタイをつけられることを条件とします。

生徒及び保護者に対する言動においてはあくまで社員としての公的な立場で接し、教室以外での場で個人的に生徒の質問等を聞いたり、飲食を共にする等私的交際、また、生徒に対して個人の住所・電話番号・メールアドレス等のやり取りを禁止します。

【兼業について】

社会通念上、生徒を預かる講師として、保護者や生徒の信用を失うような、以下のアルバイトとの兼業は禁止します。

- ・暴力団等、反社会的勢力に関わる職種
- ・ギャンブルに関わる職種（パチンコ店、競馬・競艇等）
- ・風俗に関わる職種（性サービス等）
- ・酒類の提供を主とする職種（居酒屋、バー、クラブ等）

また、学生アルバイトは企業秘密漏洩の観点から、同業他社（他塾）との兼業も禁止します。

兼業の場合には、長時間勤務になると弊社での勤務のパフォーマンスが落ちることから、兼業先と弊社の勤務が1日8時間以内・週40時間以内の勤務になることを推奨します。